

福井県都市計画マスタープラン改定

- 1 「福井県都市計画マスタープラン」改定について … P1～P3
 - (1) 計画の位置付け・構成等 … P1～P2
 - (2) 改定にむけた調査・検討体制 … P3

- 2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点 … P4～P19
 - (1) 都市づくりの基本理念 … P4～P5
 - (2) 区域区分の設定の判断 … P6
 - (3) 市街地の規模と配置 … P7～P10
 - (4) 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針 … P11～P12
 - (5) 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針 … P13～P14
 - (6) 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針 … P15
 - (7) 自然的環境の保全・整備に関する主要な都市計画決定等の方針 … P16
 - (8) 防災まちづくりの基本方針 … P17～P19

- 3 改定のスケジュール … P20

- (参考) パブリックコメント、公聴会の意見について … P21

1 「福井県都市計画マスタープラン」改定について

(1) 計画の位置付け・構成等

位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第6条の2に基づき定めるものであり、<u>市町の都市計画マスタープランの上位計画</u>となるもの。 都市を取り巻く社会情勢の変化、都市の課題および地域の資源・特性をふまえ、概ね20年後における都市の将来像の実現に向けて、<u>広域的・根幹的な都市計画の基本的な方向性を示すもの。</u>
構成	<ul style="list-style-type: none"> 全県的な指針となる「Ⅰ 県全体の基本方針」、都市計画区域を対象とした「Ⅱ 都市計画区域マスタープラン」で構成。
目標年次	<ul style="list-style-type: none"> 令和22年(都市づくりの基本理念、その他土地利用等の方針)、令和12年(区域区分の設定の判断、市街地の規模・配置等)

福井県都市計画マスタープラン

Ⅰ 県全体の基本方針

- ・都市計画区域マスタープランの指針
- ・都市計画の方向性の全県的な整合性を確保

- (1)各都市共通の都市づくりの基本理念
- (2)区域区分の設定の判断基準
- (3)都市計画区域の基本的な考え方【新規】
- (4)土地利用、市街地整備等に関する基本的事項
- (5)防災まちづくりの基本的な考え方【新規】

Ⅱ 都市計画区域マスタープラン

- ・県内全ての都市計画区域を対象に、地域特性をふまえた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す

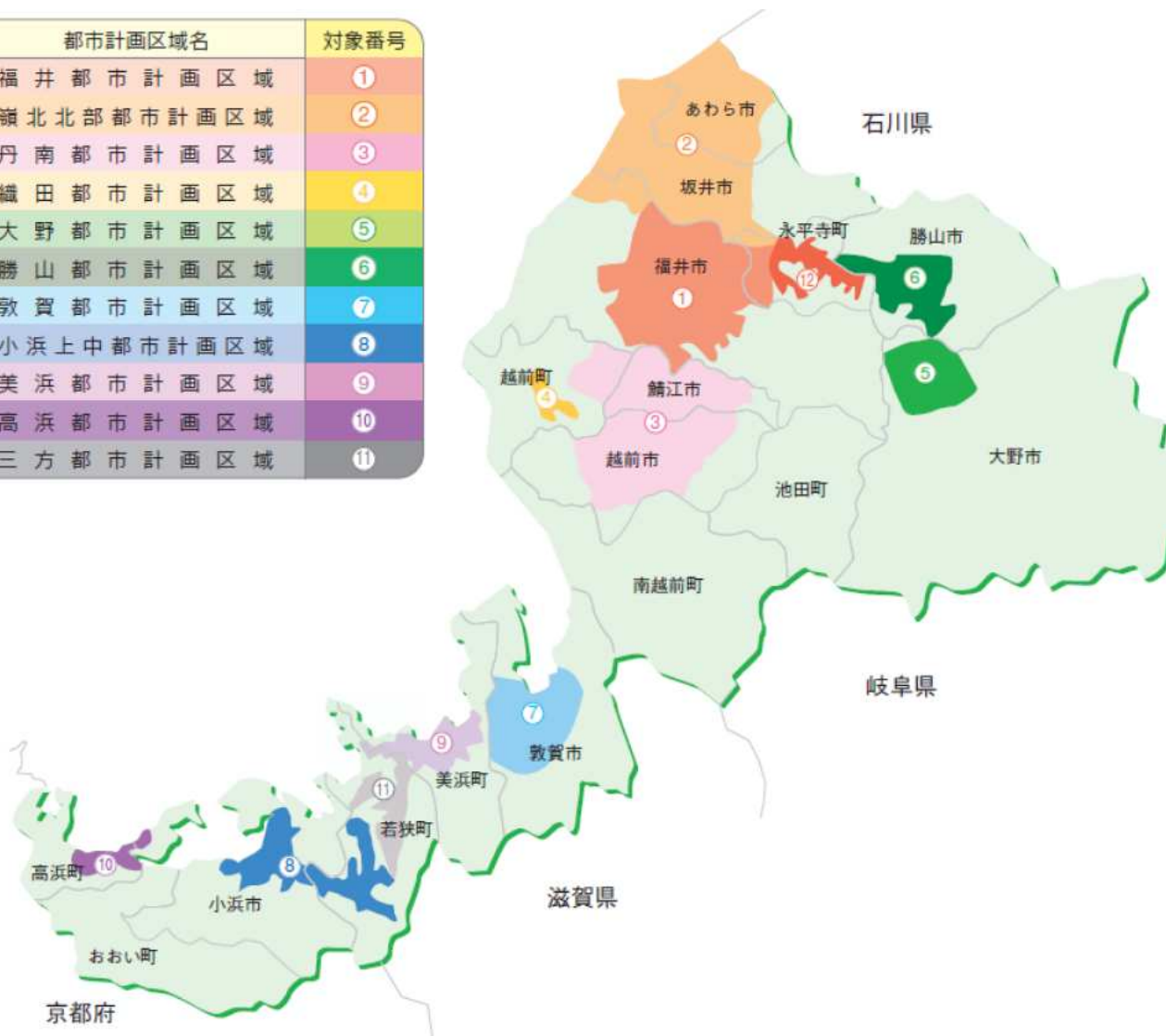
- (1)各都市固有の都市づくりの基本理念
- (2)区域区分の設定の判断
- (3)市街地の規模・配置
- (4)土地利用、市街地整備等に関する方針
- (5)防災まちづくりの基本方針【新規】

- 1 福井都市計画区域
- 2 嶺北北部 //
- 3 丹南 //
- 4 織田 //
- 5 大野 //
- 6 勝山 //
- 7 敦賀 //
- 8 小浜上中 //
- 9 美浜 //
- 10 高浜 //
- 11 三方 //

1 「福井県都市計画マスタープラン」改定について

■ 都市計画区域の分布

都市計画区域名	対象番号
福井都市計画区域	①
嶺北北部都市計画区域	②
丹南都市計画区域	③
織田都市計画区域	④
大野都市計画区域	⑤
勝山都市計画区域	⑥
敦賀都市計画区域	⑦
小浜上中都市計画区域	⑧
美浜都市計画区域	⑨
高浜都市計画区域	⑩
三方都市計画区域	⑪

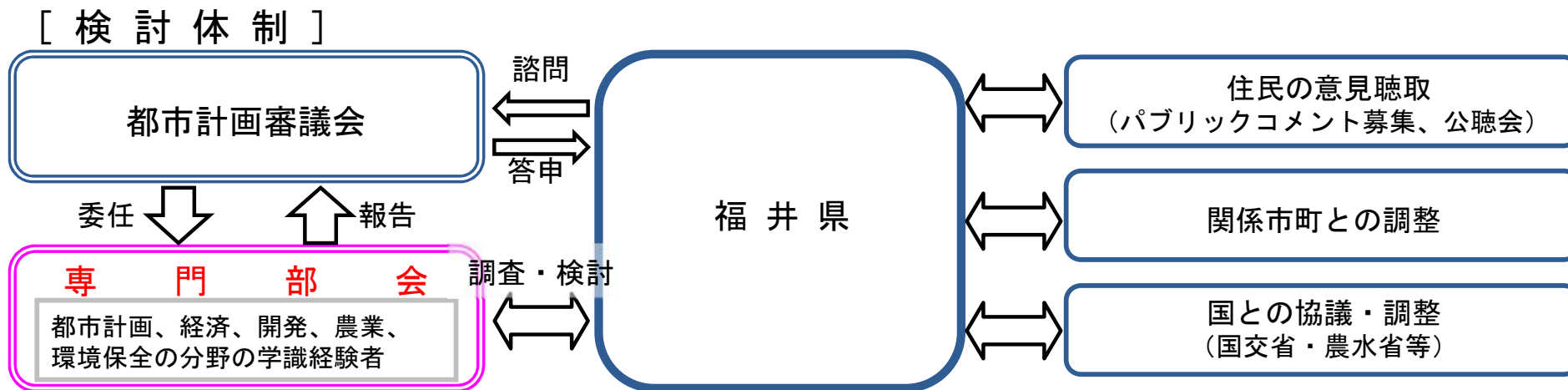


都市計画区域	構成市町
福井	福井市(宮ノ下地区・棗地区・鶉地区以外)、永平寺町(松岡地区・吉野地区)
嶺北北部	あわら市、坂井市、福井市(宮ノ下地区・棗地区・鶉地区)、永平寺町(御領地区)
丹南	越前市、鯖江市、越前町(旧朝日町)
織田	越前町(旧織田町、旧宮崎村)
大野	大野市
勝山	勝山市
敦賀	敦賀市
小浜上中	小浜市、若狭町(旧上中町)
美浜	美浜町
高浜	高浜町
三方	若狭町(旧三方町)

1 「福井県都市計画マスタープラン」改定について

(2) 改定にむけた調査・検討体制

- 都市計画マスタープランの改定にあたり、専門的な見地から調査・検討するため、都市計画審議会に専門部会を設置。



分野	職名	氏名	備考
都市計画	福井大学大学院 教授	野嶋 慎二	県都計審委員
経 済	福井県立大学 教授	桑原 美香	専門委員 委嘱
開 発	不動産鑑定士	山岸 亜紀	専門委員 委嘱
農 業	JA福井県女性組織協議会 会長	高島 美津子	専門委員 委嘱
環 境 保 全	福井工業高等専門学校 准教授	奥村 充司	専門委員 委嘱

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(1) 都市づくりの基本理念

社会情勢の変化

1-① 人口減少と超高齢社会

- ・空き地・空き建物の増加
- ・地域コミュニティの衰退
- ・都市施設の遊休化
- ・高齢化集落の増加 など

1-② 高速交通開通による交流圏の拡大

- ・北陸新幹線、中部縦貫自動車道等の高速交通開通による経済圏、観光圏、生活圏の拡大 など

1-③ 産業構造の変化

- ・生産拠点の国内回帰、企業の地方移転等に伴う工業用地需要の増加 など

1-④ 環境問題への対応

- ・地球温暖化
- ・地域固有の生物多様性の喪失 など

1-⑤ 自然災害の頻発・激甚化

- ・水害、津波等による災害リスク
- ・都市基盤が十分でない密集市街地

1-⑥ 厳しい財政的制約

- ・公共施設の老朽化に伴う修繕・更新等の費用増大
- ・投資目的の財源の厳しさ など

都市の課題

2-① 市街地の低密度化・スポンジ化

- ・都市の賑わいの低下
- ・中心市街地の活力停滞の助長
- ・商業、医療・福祉、公共交通等の都市サービスの縮小・撤退
- ・生活利便性、居住環境の低下・防犯性の低下
- ・景観の悪化
- ・環境負荷の増大 など

2-② 中心市街地の再生の長期化

- ・まちなか居住の減少
 - ・高齢化の進行
 - ・低未利用地の増加
 - ・空き店舗の増加
- (⇒これらの歯止めがかからない)

2-③ 地域公共交通の持続可能性

- ・利用者減少に伴う公共交通事業者の経営環境の悪化
- ・サービス水準の低下
- ・県・市町の財政負担の増加 など

2-④ 農村地域の活力低下

- ・農村地域の人口減少と高齢化
- ・遊休農地の増加
- ・田園環境・景観の低下 など

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(1) 都市づくりの基本理念

- 各都市計画区域における社会情勢の変化、都市の課題を考慮し、「県全体の基本方針」で定めた基本理念に地域特性を反映して作成。

① 持続可能な多極連携型の都市づくり (コンパクト+ネットワーク)	「まとまりとメリハリのある市街地形成」、「地域公共交通ネットワークの強化」等
② 高速交通開通を活かす都市づくり	「広域交通結節点での新たな産業拠点の形成」、「都市圏を支える広域・根幹的な都市施設の整備」等
③ 個性と魅力あふれる都市づくり	「地域資源・特性を活かした土地利用コントロール・市街地整備」、「官民連携による中心市街地の再生」等
④ 安全・安心に住み続けられる都市づくり	「災害リスクの回避・低減の観点から、ソフト・ハード両面で総合的な防災まちづくりを推進」

①～④に各都市計画区域の土地利用・交通施設の状況・見通し、歴史・文化・自然の特徴、産業特性、災害リスクの分布等の地域特性を反映

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(2) 区域区分の設定の判断

■ 区域区分を設定している福井都市計画区域 ⇒ 区域区分制度の適用を維持

- ・世帯数や製造品出荷額等が増加傾向にあること、北陸新幹線や中部縦貫自動車道など高速交通体系の整備等に伴い市街化の圧力が高まると考えられることから、無秩序な市街化を防止するため区域区分制度の適用を維持。

■ 区域区分を設定していないその他の都市計画区域 ⇒ 区域区分制度は適用しない

- ・嶺北北部・丹南・敦賀都市計画区域でも、世帯数や製造品出荷額が増加傾向にあること等から市街化の圧力が高まると考えられるが、区域区分を設定した場合、現行の用途地域において市街化調整区域に移行する地区が生じ、社会的影響、これまでの都市づくりへの影響が懸念されることから、特定用途制限地域等の区域区分以外の方法で市街化をコントロール。

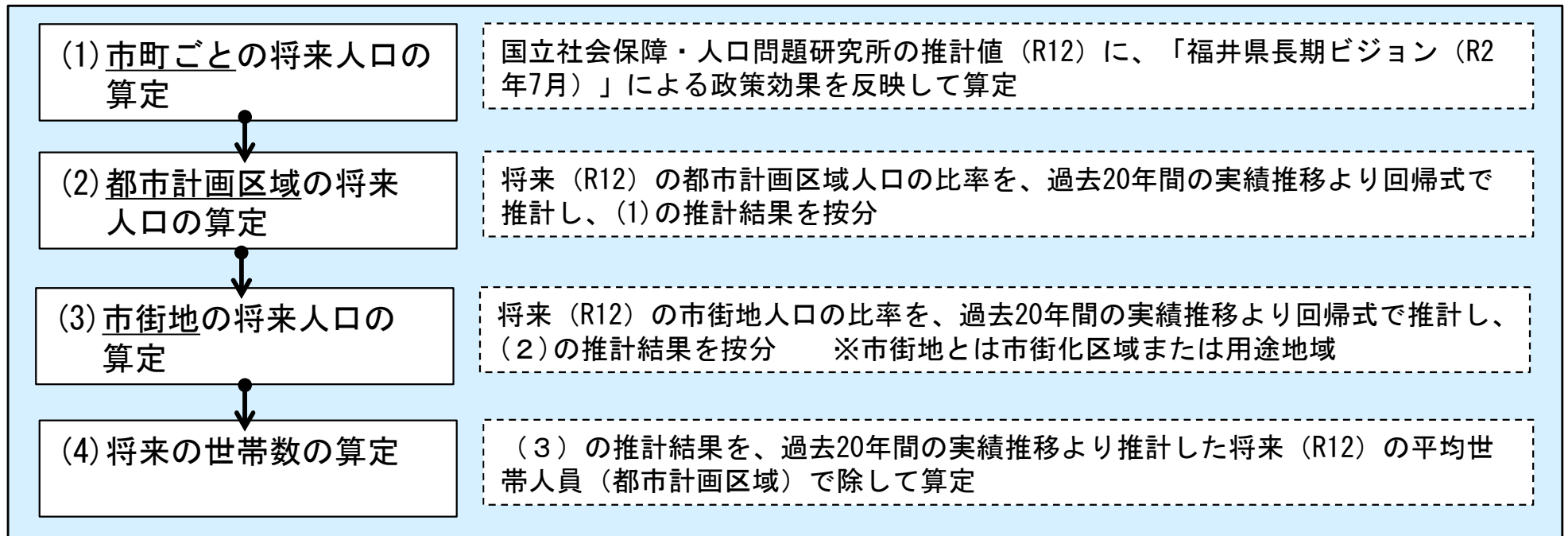


- ・その他の都市計画区域では、市街化の圧力が低いため、区域区分は設定しない。

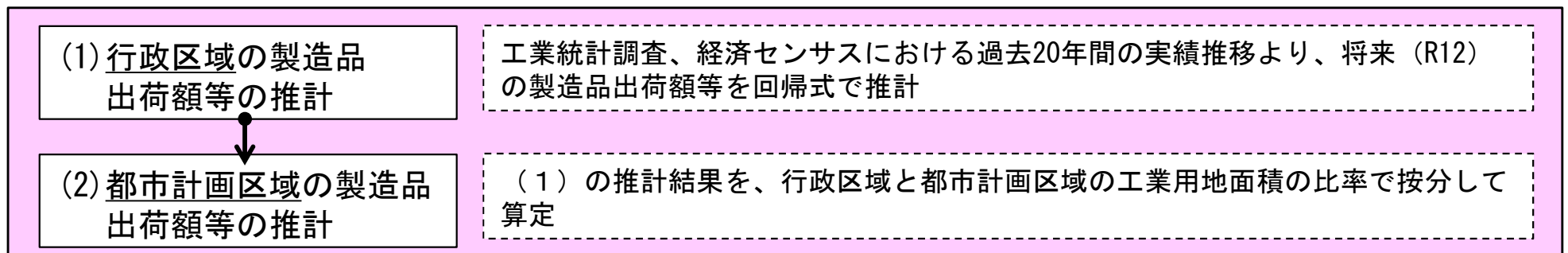
2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(3) 市街地の規模・配置

<市街地の将来（R12年）人口・世帯数の推計方法>



<都市の将来（R12年）製造品出荷額等の推計方法>

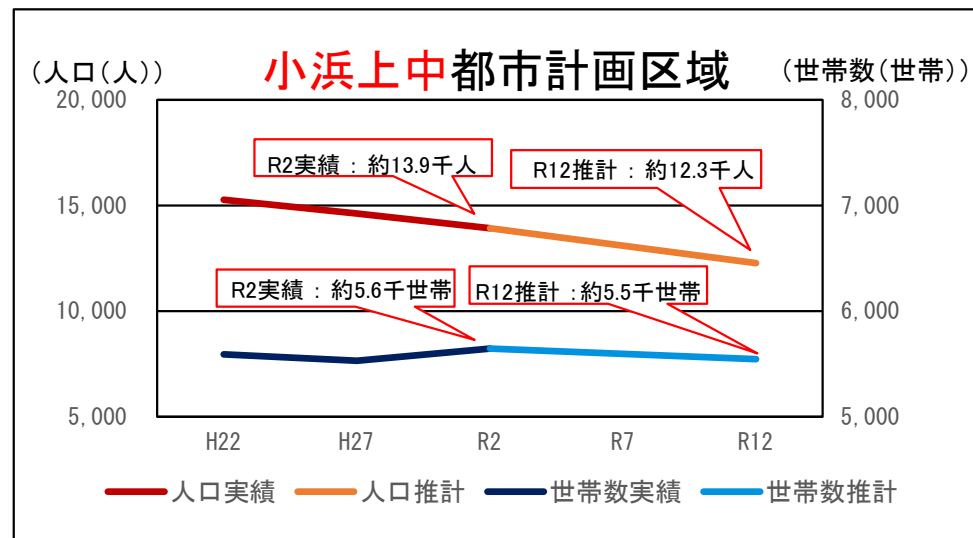
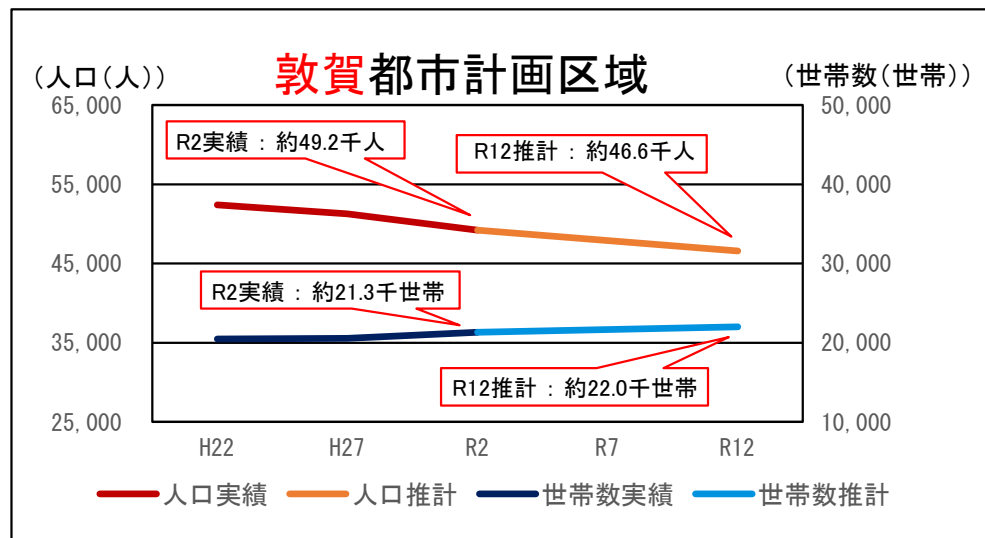
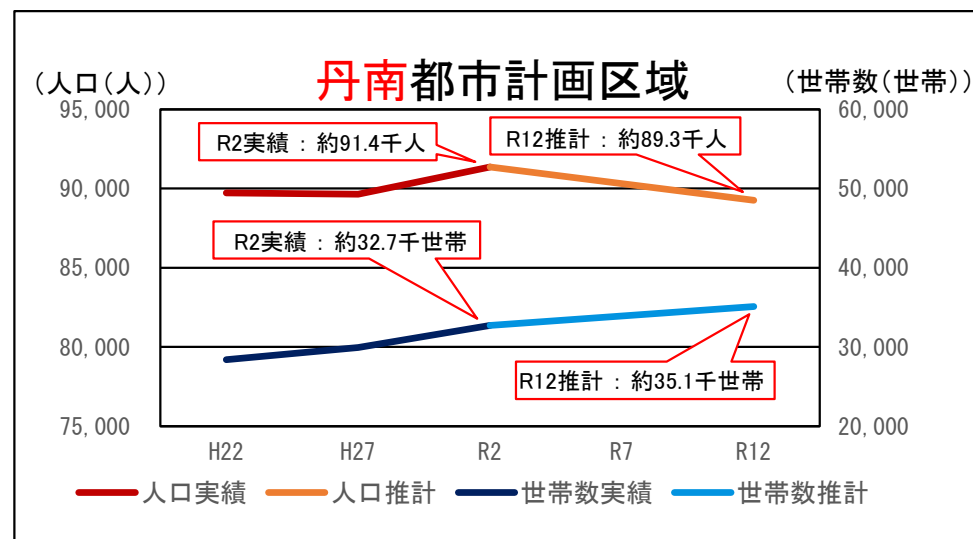
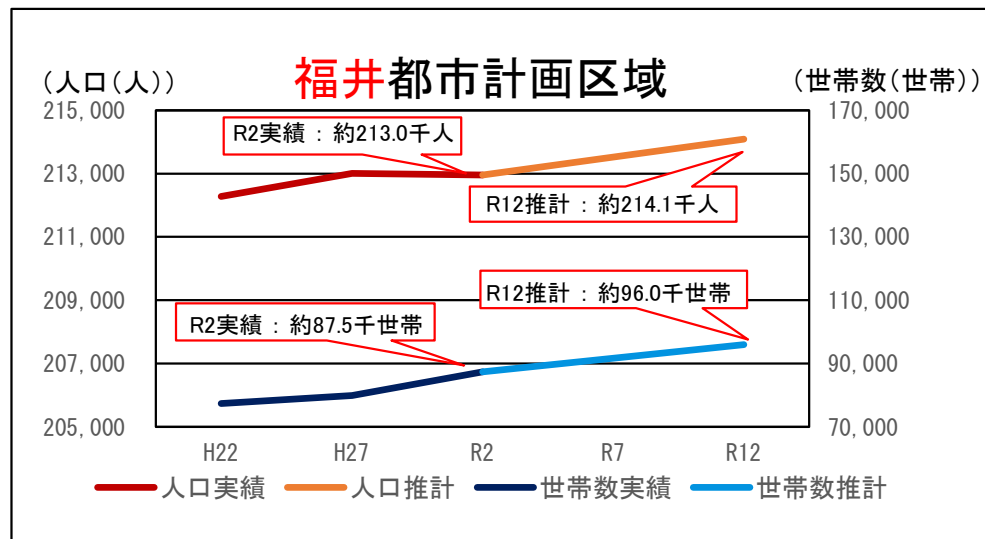


2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(3) 市街地の規模・配置

＜市街地の将来（R12年）人口・世帯数の推計結果＞

- ・ 福井都市計画区域の市街化区域では、人口・世帯数ともに増加する見込み。
- ・ 丹南都市計画区域、敦賀都市計画区域の用途地域では、世帯分離に伴い世帯数は増加する一方、人口は減少する見込み。小浜上中都市計画区域の用途地域では、人口・世帯数ともに減少する見込み。

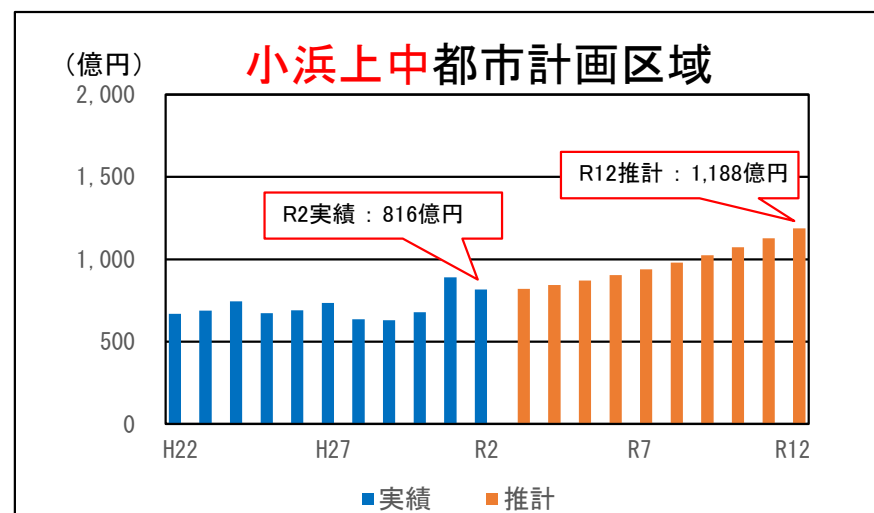
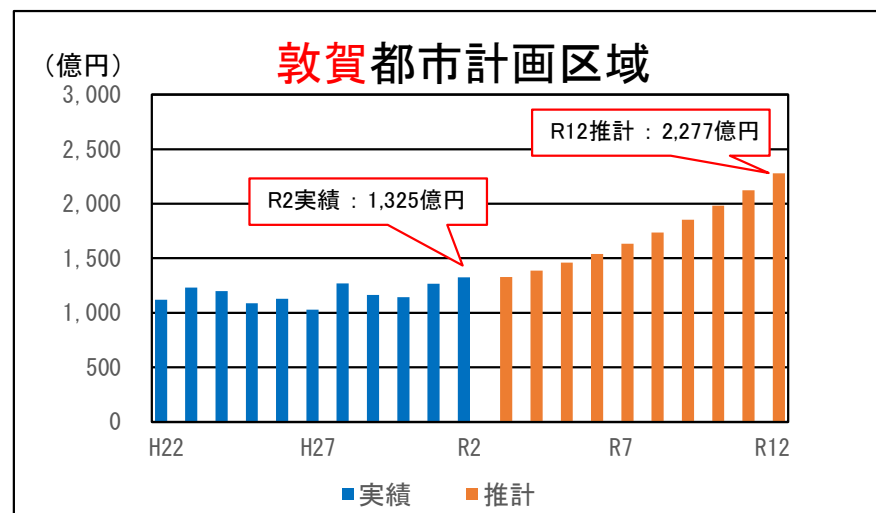
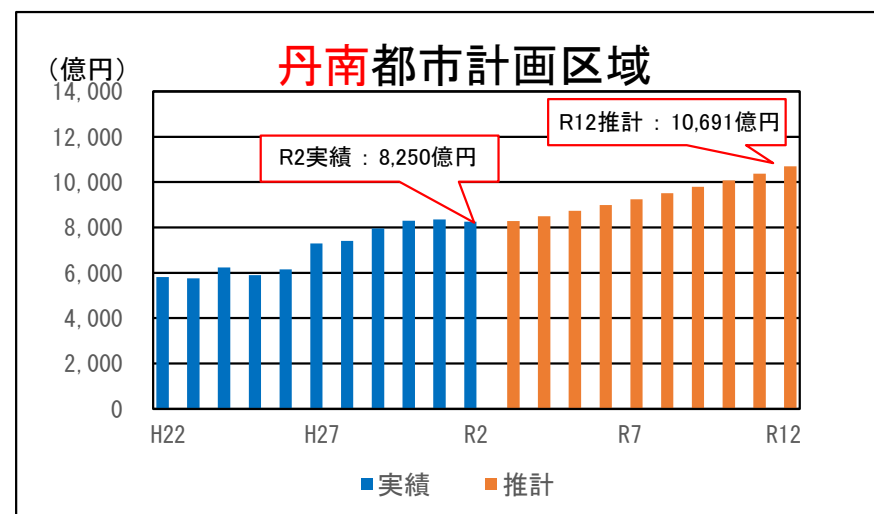
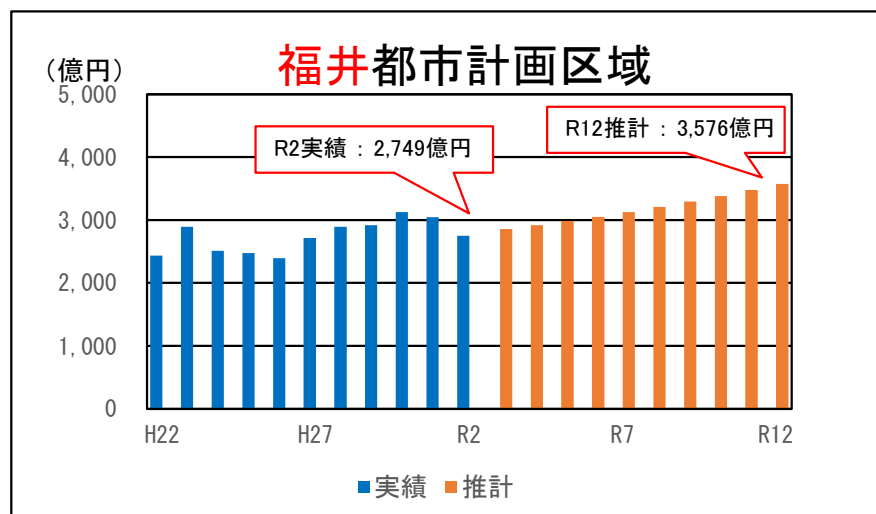


2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(3) 市街地の規模・配置

<都市の将来（R12年）製造品出荷額等の推計結果>

・いずれの都市計画区域もH27頃から緩やかな増加に転じ、将来、増加する見込み。



2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(3) 市街地の規模と配置

- ・ 次の方針に基づき、今後、市街化区域編入、用途地域指定について検討。

■ 「新たな産業拠点形成」

➡ 福井・丹南・敦賀・小浜上中都市計画区域

- ・ 産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転が全国的に進みつつある中、製造品出荷額等が増加する見込みであり、工業用地需要等に応じて、広域交通結節点周辺における新たな産業拠点を検討し計画的に形成。

■ 「住宅地需要に応じた市街地形成の検討」

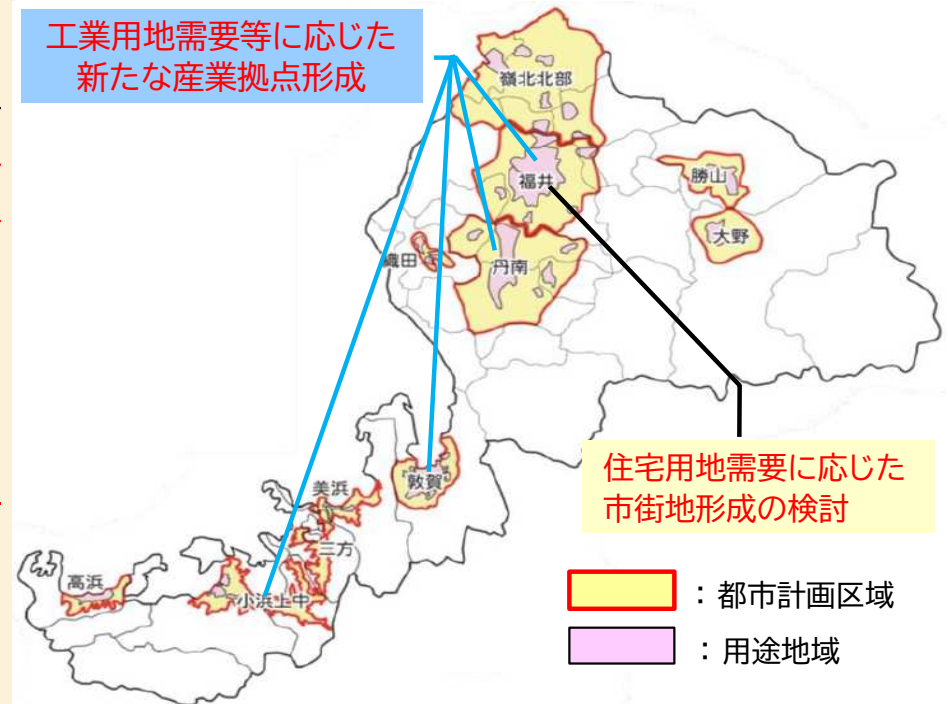
➡ 福井都市計画区域

- ・ 市街地の人口、世帯数は増加の見込みであり、住宅用地需要に応じて計画的な市街地形成を検討。

■ 「現在の用途地域を基本とした市街地形成の誘導」

➡ その他の都市計画区域

- ・ 既に10年後の人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また、産業に要する計画的・具体的な市街地整備の見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導。



2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(4) 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

【用途地域における土地利用の方針】

■ 「高度利用地区の活用による都市機能の集積」 → 福井駅周辺等

- ・中心市街地での広域的な都市機能の集積を推進するため「高度利用地区」を活用。

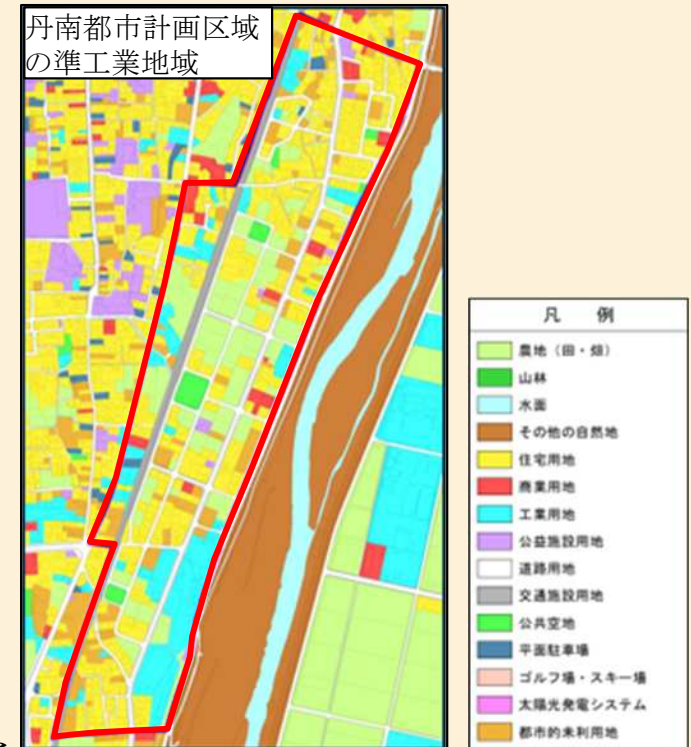
■ 「特別用途地区の活用による都市機能の誘導」

→ まとまった中心市街地を有する都市計画区域

- ・鉄道駅周辺等の地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地を規制。

■ 「用途の転換・複合化」 → 各都市計画区域

- ・「工業地域や準工業地域に指定されているが、住宅など他の用途の土地利用が進んでいる地区」、「新たな賑わいの拠点を形成していく地区」等では、用途地域を変更(転換または複合化)。



2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(4) 土地利用に関する方針

【用途地域外における土地利用の方針】

- 「地区計画活用による農村集落の維持・活性化」 → 福井都市計画区域の市街化調整区域
 - ・市街化調整区域は開発を制限すべき区域だが、農村集落の維持・活性化、良好な居住環境の形成に向けて「地区計画」を活用。
- 「用途地域外における開発抑制」 → 区域区分制度を適用しない都市計画区域
 - ・まとまりのある市街地形成や自然的環境の保全のため、「特定用途制限地域」、「まちづくり条例」等により開発を抑制。
- 「地区計画による良好な地域環境の形成」 → 各都市計画区域
 - ・用途地域外で都市的土地利用が進んでいる地域においては、良好な都市基盤の整備、居住環境の形成に向けて地区計画を活用。

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(5) 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

【交通施設】

■ 「概ね10年以内に整備予定の道路の位置付け」 → 各都市計画区域

- ・ 高規格道路の整備促進(中部縦貫自動車道 大野油坂道路の早期全線開通、舞鶴若狭自動車道の全線4車線化、福井港丸岡インター連絡道路の整備)。
- ・ 都市間の交流と連携を支援する幹線道路の整備を推進。
- ・ 産業経済活動の基盤となる幹線道路の整備を促進(産業経済活動の支援、企業立地の促進等)。
- ・ 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実。
- ・ 重要物流道路や緊急輸送道路の防災・減災対策の推進、複数ルートの確保。



■ 「長期未着手の都市計画道路の見直し」 → 各都市計画区域

- ・ 都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを推進。

■ 「地域公共交通のネットワークと機能の強化」 → 各都市計画区域

- ・ 地域鉄道(ハピラインふくい、福井鉄道 福武線、えちぜん鉄道 勝山永平寺線・三国芦原線、JR越美北線、JR小浜線)を主軸として、主要駅から展開する路線バスやコミュニティバス、デマンドタクシー等のフィーダー交通の充実。
- ・ ハピラインふくいの新駅設置、既存駅の機能向上、バスの待合環境の改善など地域公共交通の機能強化。

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(5) 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

【下水道】

■ 「概ね10年以内に整備予定の下水道の位置付け」 → 各都市計画区域

- ・「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の役割分担のもと、汚水処理施設の整備を推進。

■ 「内水対策の推進」 → 各都市計画区域

- ・集中豪雨の増加等に伴い内水氾濫の被害リスクが増大しており、雨水管整備等の浸水対策を推進。

【河川】

■ 「概ね10年以内に整備予定の河川の位置付け」 → 各都市計画区域

- ・「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進。

■ 「流域治水の推進」 → 各都市計画区域

- ・「田んぼダム、校庭貯留、公園貯留など流出抑制対策」、「リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導」等を組み合わせた総合的・多層的な流域治水を推進。



2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(6) 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

■「市街地の再構築に向けた市街地開発事業の活用」 → 各都市計画区域

- ・市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)を活用。

■「福井駅周辺における市街地再開発事業の推進」 → 福井都市計画区域

- ・県域での中心的な拠点となる福井駅周辺において、中心市街地の活性化、まちなか回遊の拠点を創出するため、市街地再開発事業を推進。



■「ゆとりある居住環境の形成や産業の活性化に向けた土地区画整理事業の活用」 → 各都市計画区域

- ・用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、ゆとりある居住環境の形成や産業の活性化等のため、宅地需要を考慮し、必要に応じて土地区画整理事業を活用。

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(7) 自然的環境の保全・整備に関する主要な都市計画決定等の方針

■ 「都市公園の整備・機能再編等」 → 各都市計画区域

- ・開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園を配置。
- ・既存の都市公園において、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化等をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進。
- ・都市公園のストックを有効活用するため、民間活力を活かした公募設置管理制度(Park-PFI)の活用を推進。

武生中央公園の温水プール(Park-PFIで整備)



■ 「地域制緑地の活用」 → 各都市計画区域

- ・優れた風致や景観、貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を勘案して「風致地区」や「緑地保全地区」を活用。

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

(8) 防災まちづくりの基本方針

■ 「ハード・ソフト両面の対策により総合的な防災まちづくりの推進」 → 各都市計画区域

- ・都市計画区域内には、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が広く分布しており、県、市町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から、ハード・ソフト両面の対策により総合的に防災まちづくりを推進。

■ 「災害リスクを考慮した居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し検討」 → 各都市計画区域

- ・災害リスクの回避に向けて、災害リスクの高いエリアを立地適正化計画の居住誘導区域、都市機能誘導区域から除外することを検討。

※災害リスクが高いエリア：土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域で浸水深が3m以上の区域、津波災害警戒区域など

■ 「盛土規制法に基づく規制区域指定の推進」 → 各都市計画区域

- ・盛土規制法に基づき、危険な盛土を包括的に規制する宅地造成等工事規制区域の指定を推進。

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

<都市計画区域内の災害ハザードの分布状況>

都市計画区域	都市計画区域面積 (ha)	浸水想定区域		浸水継続時間 3日以上 (想定最大規模 降雨)	家屋倒壊等氾濫 想定区域 (想定最大規模 降雨)	災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域) (出水:小浜市江古川周辺のみ)	津波浸水想定区域	土砂災害		地すべり防止区域
		想定最大規模 降雨による 浸水深3m以上	計画規模 降雨による 浸水深3m以上					土砂災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	
福井	19,189	5,227.1	1,498.2	4,571.1	1,438.5	183.2	0.4	269.5	1,312.4	28.5
		27.2%	7.8%	23.8%	7.5%	1.0%	0.0%	1.4%	6.8%	0.1%
嶺北北部	27,741	2,526.6	455.4	2,537.4	328.0	42.4	195.8	82.0	443.0	0.0
		9.1%	1.6%	9.1%	1.2%	0.2%	0.7%	0.3%	1.6%	0.0%
丹南	21,930	2,819.3	175.3	1,276.7	982.3	167.9	0.0	374.7	1,973.9	48.5
		12.9%	0.8%	5.8%	4.5%	0.8%	0.0%	1.7%	9.0%	0.2%
織田	1,033	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	0.0	23.8	110.2	0.0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	2.3%	10.7%	0.0%
大野	5,251	139.0	1.0	0.0	174.2	4.8	0.0	11.1	314.7	0.0
		2.6%	0.0%	0.0%	3.3%	0.1%	0.0%	0.2%	6.0%	0.0%
勝山	5,255	66.0	0.0	0.0	645.5	15.1	0.0	102.7	961.8	0.0
		1.3%	0.0%	0.0%	12.3%	0.3%	0.0%	2.0%	18.3%	0.0%
敦賀	6,499	274.0	6.4	0.0	164.2	18.2	21.7	142.0	899.0	5.2
		4.2%	0.1%	0.0%	2.5%	0.3%	0.3%	2.2%	13.8%	0.1%
小浜上中	4,616	614.0	157.7	287.8	362.7	209.8	31.8	115.3	1,396.8	0.0
		13.3%	3.4%	6.2%	7.9%	4.5%	0.7%	2.5%	30.3%	0.0%
三方	1,932	6.0	0.0	0.0	36.2	10.0	0.0	26.0	582.3	0.0
		0.3%	0.0%	0.0%	1.9%	0.5%	0.0%	1.3%	30.1%	0.0%
美浜	2,525	10.0	0.0	0.0	40.6	23.1	19.3	61.9	517.0	0.0
		0.4%	0.0%	0.0%	1.6%	0.9%	0.8%	2.5%	20.5%	0.0%
高浜	1,568	0.0	0.0	0.0	0.0	7.2	67.0	29.8	191.7	0.0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	6.5%	2.9%	18.6%	0.0%
福井県	97,539	11,682.0	2,293.9	8,673.0	4,172.2	689.3	336.0	1,238.8	8,702.7	82.2
		12.0%	2.4%	8.9%	4.3%	0.7%	0.3%	1.3%	8.9%	0.1%

上段：面積 (ha)、下段：都市計画区域に対する各リスクの割合

2 「都市計画区域マスタープラン」改定案の要点

＜居住誘導区域内の災害ハザードの分布状況＞

都市計画 区域	居住誘導区域 面積 (ha)	浸水想定区域		浸水継続時間 3日以上 (想定最大規模 降雨)	家屋倒壊等氾濫 想定区域 (想定最大規模 降雨)	災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域) (出水:小浜市江古川周辺のみ)	津波浸水想定区域	土砂災害		地すべり防止区域
		想定最大規模 降雨による 浸水深3m以上	計画規模 降雨による 浸水深3m以上					土砂災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	
福井	4,018.3	2,016.7	428.1	1,873.3	185.1	21.5	0.0	3.0	77.9	0.0
		50.2%	10.7%	46.6%	4.6%	0.5%	0.0%	0.1%	1.9%	0.0%
嶺北北部	1,233.0	18.5	0.8	11.5	0.0	3.0	5.8	0.0	12.2	0.0
		1.5%	0.1%	0.9%	0.0%	0.2%	0.5%	0.0%	1.0%	0.0%
丹南	2,910.2	655.3	6.4	181.9	209.9	7.2	0.0	0.6	32.9	0.0
		22.5%	0.2%	6.3%	7.2%	0.2%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%
織田	116.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大野	462.0	4.6	0.0	0.0	2.9	3.0	0.0	0.3	2.6	0.0
		1.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	0.0%	0.1%	0.6%	0.0%
勝山	356.0	0.7	0.0	0.0	3.5	2.3	0.0	0.0	0.1	0.0
		0.2%	0.0%	0.0%	1.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
敦賀	646.0	66.3	0.1	0.0	26.8	0.1	6.2	0.0	0.2	0.0
		10.3%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小浜上中	351.0	115.6	1.9	1.7	0.0	0.3	3.2	0.0	0.0	0.0
		32.9%	0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
美浜	87.0	0.1	0.0	0.0	6.9	0.0	0.0	0.1	0.8	0.0
		0.1%	0.0%	0.0%	7.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.9%	0.0%
高浜	145.0	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	21.4	0.0	0.0	0.0
		0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%
福井県	10,324.9	2,877.8	437.3	2,068.5	437.9	37.4	36.6	3.9	126.7	0.0
		27.9%	4.2%	20.0%	4.2%	0.4%	0.4%	0.0%	1.2%	0.0%

上段：面積（ha）、下段：居住誘導区域に対する各リスクの割合

3 改定のスケジュール

・都市計画審議会の開催後、9月を目途に、国土交通大臣との本協議を実施し同意を得た上で改定。

「県全体の基本方針」改定素案 取りまとめ

令和4年度	適宜	関係市町 意見交換会、意見照会
	10月～2月	第1回～第3回 専門部会
	3月	パブリックコメント募集（県全体の基本方針）
	6月	都市計画審議会に中間報告（専門部会の調査・検討経緯、県全体の基本方針）

「都市計画区域マスタープラン」改定原案 取りまとめ

令和5年度	適宜	関係市町 意見交換会、意見照会
	5月～	国土交通省との下協議、農林水産省との事前調整
	7月～12月	第4回～第6回 専門部会
	2月	パブリックコメント募集（都市計画区域マスタープラン、県全体の基本方針）
	3月	公聴会
		都市計画審議会に中間報告（専門部会の調査・検討経緯、都市計画区域マスタープラン）

「福井県都市計画マスタープラン」改定

令和6年度	5月～6月	国土交通省との事前協議
	6月～7月	改定原案の縦覧、市町への意見聴取
	8月	都市計画審議会での審議（都市計画区域マスタープラン）
	9月	国土交通大臣の同意（⇒都市計画区域マスタープランの都市計画決定）

(参考) パブリックコメント、公聴会の意見について

- パブリックコメント(2/15 ~ 2/29募集) → 意見者3名
- 公聴会(3/31小浜市で開催) → 公述人1名

<主な意見とマスタープラン反映状況>

	意見者 公述人	意見の概要	マスタープランへの反映
パブリックコメント	A氏 (小浜市)	都市計画道路については、住民の意見聴取の上、見直しも必要	特になし（記載済みのため）
	B氏 (福井市)	用途混在による住環境の悪化に配慮した土地利用が必要	特になし（記載済みのため）
	C氏 (小浜市)	流域治水プロジェクトについても明文化されるべき	特になし（記載済みのため）
公聴会	D氏 (小浜市)	「都市づくりの基本理念」に用途地域外の現状として、人口増地域（小浜市生守・和久里地区）があることについても記載を希望	「都市づくりの基本理念」に“用途地域外でも人口が増加している地域がある”ことを追記
		二級河川 森川の河川改修事業について記載を希望	事業化されたことから「河川の整備目標」に森川の河川改修事業を記載